

静岡県告示第420号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年5月27日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

長貫川合No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
富士宮市		長貫	川合	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域 1169-13 1号
			砂ヶ原	1415-4 2号
			〃	1415-1 3号
			〃	1415-1 4号
			〃	川合 1171-9 5号
			〃	〃 1171-9 6号
			〃	〃 1169-14 7号